

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年3月31日公布、公布日施行他）

【改正の概要】

(1) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

- 令和4年度末は2年ごとの見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げ^(※)、営業用乗用車についても自家用乗用車に準じて見直しを行い、バス・トラックについてもそれぞれの燃費基準に応じた見直しを行う。

※ 引上げの時期

（令和5年4月～令和5年12月末 : 現行税率区分を据置き）

①令和6年1月～令和7年3月末 : 1段階目の引上げ

②令和7年4月～ : 2段階目の引上げ

※ 見直し後の税率区分（自動車税・自家用乗用車）

[現行] 令和3・4年度

[改正後] 令和5～7年度 ※令和5年12月末までは現行区分を据置き

税率	対象車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
1%	75%達成～	85%達成～
2%	60%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

- ・ 営業用自動車についても、自家用乗用車に準じた税率区分の見直しを行う。
- ・ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

(2) 不動産取得税に係る引用法令の条項ずれへの対応

施行日	(1) ①令和6年1月1日 ②令和7年4月1日 (2) 公布日
-----	------------------------------------

【その他参考事項】